

## 古墳壁画の保存活用に係る調査研究について

平成22年4月1日  
文化庁長官決定

## 1. 目的

高松塚古墳壁画及びキトラ古墳壁画の適切な保存活用を行うために必要な事項等を調査研究する。

## 2. 調査研究事項

- (1) 高松塚古墳壁画の保存活用に関する事項
- (2) キトラ古墳壁画の保存活用に関する事項
- (3) その他古墳壁画に関する事項

## 3. 実施方法

- (1) 2. の調査研究を行うため、有識者で構成する「古墳壁画の保存活用に関する検討会」(以下「検討会」という。)を置く。
- (2) 委員は、2. に関し、学識経験者等のうちから、文化庁長官が委嘱する。
- (3) 検討会は、互選により座長を選出する。座長に事故があるときは、あらかじめその指名する副座長が、その職務を代理する。
- (4) 検討会には必要に応じて委員以外の学識経験者等の出席を求めることができる。

## 4. 庶務

この調査研究に関する庶務は、文化財部美術学芸課古墳壁画室が行う。

## 5. 附則

古墳壁画の保存活用に係る調査研究について(平成20年5月9日付け文化庁長官裁定)は廃止する。